# Point

JR東海労 大阪修繕車両所分会分会情報

No. 124 2011.08.25.

発行責任者 坂東 貞男

編集責任者 教 宣 部

#### メールアドレスの登録で「社員等安否確認」とは?

会社は、19日「災害発生時における社員等安否確認について」という掲示を掲出し、22日より、「【お知らせ】社員等安否確認について」と題した書面を総務にて配布しています。

この書面によると、あらかじめ安否確認システムに 社員が携帯電話のメールアドレスを登録し、災害発生 時等に送られてくる安否確認メールに対し社員自らが 安否を報告することとするとして、メールアドレスの登



録の仕方や安否確認方法、個人情報の取り扱いなどが書かれており、これまで会社が行っていた安否確認を社員の方から報告させようとしています。会社が、安否確認の方法を変えようとする背景に「東日本大震災においては、通信規制等により固定電話が通じず、社員の安否確認に時間を要しました。災害発生等の場合には早急に被害状況を確認し、会社の事業体制を確保する必要があると共に、被災した社員への対応・支援を早急に行っていく必要があります・・・」と書面であるように、会社の事業体制の確保三要員確保が第一であり、要員確保のために社員の安否確認を行うというものでしかありません。

## 会社は本当に全社員の安否確認する気があるのか?

会社掲示によると安否確認実施基準は「当社エリア内で震度6弱以上の地震が発生した場合、または会社が安否確認を必要と判断した場合に実施する。」(当社エリアとは、東京、神奈川、静岡、山梨、長野、愛知、岐阜、三重、滋賀、京都、大阪の各都府県をいう。)としています。

社員の安否確認としながら当社エリア内の都府県だけでは社員全員をカバーできません。関西で言えば「兵庫県」「奈良県」「和歌山県」に住む社員は安否確認から漏れることになります。

会社は「または会社が安否確認を必要と判断した場合」とあるのだからカバーできると反論するかもしれませんが、社員の安否確認が目的なら社員の住む全ての都府県を対象とするべきなのは当然のことです。そうでないと安否確認にはなりません。 「ウラ面に続く」

#### メールアドレスの登録は強制でないことを確認!

8月2日、JR東海労本部とJR東海会社本社とで行われた協議で、携帯電話メールアドレスの登録は強制でないことを確認しています。

そもそも、携帯電話メールアドレスの登録は、会社が「ご協力をお願いします。」というものです。携帯電話メールアドレスは、個人情報です、従ってメールアドレスの登録が強制でないことは当然のことです。

## メールでの安否確認では事業体制確保にはならないのでは?

会社が安否確認の方法を変えようとする理由に「早急に被害状況を確認し、会社の事業体制を確保する必要がある」とあります。また、配布書面では「登録データは安否確認以外使用しません」としており、社員から安否の報告があっても携帯電話メールを使用して社員を緊急に呼び出すことは出来ないことになり、事業体制確保は出来ないことになります。

つまり、災害発生時、固定・携帯電話の音声通話が通信規制等によって簡単には繋がらないため安否確認を携帯電話メールで行うとしているわけですが、災害発生時に事業体制確保のための緊急呼び出し等の連絡のために携帯メールを使用しないというのですから、固定・携帯電話の音声通話での緊急呼び出しとなりますが、簡単に通じる(連絡できる)とも思えません。

そのため会社は「安否確認以外の目的で使用しないものとする。」と言う一方で、「ただし、安否確認とは別に緊急連絡先として取得している場合はこの限りではない」と回答しています。 つまり、安否確認のために登録した携帯電話メールアドレスを緊急連絡先にも使わしてほしいと急後目的を変更して公ることも士分考えられるのではないでしょうか。 そうでもしないと災害発生時の事業体制確保は難しいことになると思います。

以上のように、会社のメールアドレスの登録要請は、あたかも社員の安否を心配しているかのように映し出しながら、災害発生時の事業体制の確保が目的であり、社員のプライベートな時間まで会社が踏み込もうとしているとも言えます。

私たちは、公共交通を担う会社の労働者ですが、民間会社の社員なのです。国民の税金で給料が支払われる公務員とは違い、会社に忠誠心を示し、24時間管理下に置かれる言われは全くないと思いませんか。

JR東海労大阪修繕車両所分会は、会社の都合(事業体制確保)で社員の「安否確認」が必要ならば会社が責任を持って行うべきだと考えます!!